

別表十三（一）の記載の仕方

1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第42条から第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）若しくは令和4年改正前の法（以下「令和4年旧法」といいます。）第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前法（令和2年改正法附則第14条第2項（連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則）の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正前の法をいいます。以下同じです。）第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額）（令和2年改正前法第42条から第44条まで（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入）又は令和4年改正前の令和2年改正前法（以下「旧令和2年改正前法」といいます。）第42条（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

- (2) 別表十六(九)「24」に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額11」の記載に当たっては、その金額（同表「26」の金額のうちに令第79条の2（国庫補助金等の交付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「8」から控除して計算します。
- (3) 法第43条第6項の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前法第81条の3第1項（法第43条第6項の規定により令和2年改正前法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限り

ます。）の規定の適用を受ける場合には、「特別勘定に経理した金額16」には、法第43条第6項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

2 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、法人が法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、令和4年旧法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）若しくは放送法等の一部を改正する法律附則第26条（法人税法の一部改正に伴う経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条の規定による改正前の法（以下「平成23年旧法」といいます。）第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正前法第81条の3第1項（令和2年改正前法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）、旧令和2年改正前法第45条（工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）又は平成23年旧法第45条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

- (2) 別表十六(九)「24」に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額33」の記載に当たっては、その金額（同表「26」の金額のうちに令第82条の3（工事負担金の交付前に取得した固定資産の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「31」から控除して計算します。

3 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

- (1) この明細書は、協同組合等のうち出資を有しないものが法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）若しくは令和4年旧法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定の適用を

受ける場合又は令和2年旧法第81条の3第1項（令和2年改正前法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）又は旧令和2年改正前法第46条（非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

(2) 別表十六(九)「24」に金額の記載がある減価償却資産の「圧縮限度基礎額45」の記載に当たっては、その金額（同表「26」の金額のうち令第83条の4（賦課金の納付前に取得した固定資産等の圧縮限度額）に規定する日までに同表「26」に記載すべきこととなった金額がある場合には、その記載すべきこととなった金額を控除した金額）を「43」から控除して計算します。